

西九御太鼓刻限改、日々四ツ時、西九御太鼓之義、以來は御本九四ツ時御時計江附人仕、其上西九御太鼓爲打候様、西九御小納戸頭取三宅隱岐守を掛合有之、右ニ付御本九四ツ時御土圭江西九表六尺日々附人仕、是は仕來通、西九御時計承り、兩九御時計日差番寸等見競、曲尺を以四ツ時御太鼓爲打候様、且又五節句式日ニ、御本九五ツ時御時計江附人仕、前條同様の曲尺合ニ而御太鼓爲打候様、是又奥向掛合相濟候間、其段御同朋頭江申談候、

用鐘

〔燕石雜志〕更鐘更は漏刻の名なり、開元遺事宮漏有六更、君王得晏起、

時の鐘鼓をうつこと、和漢いづれの時よりといふよしを詳にせず、事物紀原云、更點起於易繫九事重門擊柝之說、自黃帝時也、といへり、按ずるに、易繫辭下傳云、重門擊柝、以待暴客、蓋取諸豫と見えたり、柝は拍子木也、これは都城の門子暴客の來るを見て、拍子木を擊こと、聞ゆ、更點には異なからん歟、六更の事、宋の洪邁が俗考に見えたり、左に抄録す、

俗考云、漢書候士百餘人、五分夜擊斗斗解按、正字通斗字下云、李廣傳斗斗斗、彼此矛盾、斗斗之斗、音韶、並改、刀爲、斗、不知史傳有、刀斗無、斗、不

必讀也、自守、師古曰、夜有五更、故分而持之、唐六典大史門典鐘、二百八十人、掌鐘漏、五五相遞、凡二十五

而及州縣更漏、皆去五更後二點、又并初更去其二點、首尾止二十一、至今仍之、故曰一更三點、禁人行、五行三點、放人行、宋太祖以鼓多驚寢、遂易以鐵磬、此更鼓之變也、或謂之鈺、即今之雲板也、衛公兵

法曰、鼓三百三十三、槌爲一通、角吹十二、聲爲一疊、鼓止角動也、司馬法曰、昏鼓四通爲大鼓疑、夜半

三通爲晨戒、旦明三通爲發餉、今早晚各止三通、其鐘聲則一百八撞、以應十二月、二十四氣、七十二候

之數、この説によれば、更點は秦漢以前既にこれあり、或は鼓をもてし、或は鐘をもてし、或は鈺を

もてす、衛公の鼓は三百三十三槌、宋朝の鐘聲一百零八、天朝の鐘聲七十二、その十二時に各三俗

といふ鐘を、加え、合して一百八となるときは、その數宋の鐘の聲に同じ、まづこれのおん時より、時の

鐘の事、大玄經に見えたりと南留幣志にいへり、亦無門關の注に、懼阿舍經を引て、時の鐘の事を

鐘の事、大玄經に見えたりと南留幣志にいへり、亦無門關の注に、懼阿舍經を引て、時の鐘の事を